

議題2 武蔵村山市におけるパートナーシップ制度について

令和5年度 武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会まとめ（案）

◆パートナーシップ制度

他自治体の制度や諸側面について、詳細に検討した結果、東京都パートナーシップ宣誓制度の活用によって、困難を抱える当事者市民の方々の要望に応えられると考えるため、現在のところは武蔵村山市独自の制度は設けない方針とする。

ただし、東京都パートナーシップ宣誓制度では対応できない事案が生じるなど、制度化を検討すべき状況になった場合は、再度検討する。

それまでは、これまでどおり市としてLGBTQ関連情報を積極的に啓発するとともに、東京都パートナーシップ宣誓制度の市内周知に務める。

◆男女平等や男女共同に関する条例等

多摩地区の各自治体でも、男女平等や男女共同に関する条例等の制定が進んでいる現在、男女共同参画策定市民懇談会から、第五次男女共同参画計画策定に向けた提言として「男女問わず【自分らしく】活躍できる場の創出のためには、行政が意識醸成への取組を継続しつつ、環境整備に努めていくことが重要です。」と示された。

このことを踏まえ、【男女平等・男女共同に必要な考え方の基本（軸）】について検討を始める。